

障発0331第1号
令和5年3月31日

各 都道府県知事
市區町村長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第140号）により別添のとおり改正され、令和5年4月1日から適用されることとなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）について、補装具費の基準額に係る実態調査の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 別表 1 購入基準の改正

①殻構造義肢

- ・ウ 基本価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

②骨格構造義肢

- ・ウ 基本価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

③その他

- ・重度障害者用意思伝達装置の付属品の記載内容について、「プリンタ」を「プリンタ（必要に応じて）」に改正する。
- ・重度障害者用意思伝達装置の備考の記載内容について、「プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた価格とすること。」を追加し、「プリンタとして構成されたもの。」を「プリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。」に改正する。

(2) 別表 2 借受け基準の改正

- ・（2）他の重度障害者用意思伝達装置の付属品の記載内容について、「プリンタ」を「プリンタ（必要に応じて）」に改正する。
- ・（2）他の重度障害者用意思伝達装置の備考の記載内容について、「プリンタを必要としない場合は、370円減じた価格とすること。」を追加し、「プリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。」を「プリンタ（必要に応じて）により構成されたものであること。」に改正する。

(3) 別表 3 修理基準の改正

①殻構造義肢

- ・ア ソケットの交換の（ア） 基本価格及び複製価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

②骨格構造義肢

- ・ア ソケットの交換の（ア） 基本価格及び複製価格の（注）に「4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。」を追加する。

③装具

- ・オ その他の交換・修理の足底裏革交換又は足底ゴム交換の備考に「単なる剥離に対する再接着修理は交換とは認められない。((注)4)」を追加し、(注)に「4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)のエに掲げる価格を修理価格とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9ヶ月以内は接着不良としての修理を認めないこと。」を追加する。等

(4) その他

- ・所要の改正を行う。

3 運用上の留意事項

補装具製作事業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。